

給与支払報告書等の提出について

1 提出対象者について

給与支払額の多少にかかわらず、アルバイト・パート、役員等を含むすべての従業員について提出をお願いします。

2 提出方法について

(1) 郵送などによる提出

総括表と個人別明細書を税務課へ提出してください。町から給与支払報告書（総括表）が送られている場合は、それを添付してください。

マイナンバー制度に伴い、個人事業主（法人事業者は対象外です。）や代理人が紙媒体で提出される場合は、本人確認や代理権の確認書類を提示・添付していただく必要があります。

(2) 電子申告（eLTAX）による提出

給与支払報告書を提出する際、前々年に税務署に提出すべき枚数が100枚以上であった場合は、eLTAX 又は光ディスク等で提出することが義務付けられましたのでご注意ください。詳しくは、eLTAX ホームページをご覧ください。

(3) 光ディスク等による提出

光ディスク等（CD 等）で提出する場合には、初回時に承認申請書を提出いただき、データレイアウトは統一の規格により作成をお願いします。詳しくは、eLTAX ホームページをご覧ください。

3 提出期限について

令和7年1月1日現在居住している市区町村あてに、

令和7年1月31日（金）まで※期限厳守 に提出してください。

4 徴収方法について

(1) 毎年1月1日現在の在職者 【特別徴収として提出】

(2) 前年中の退職者または、切替理由書のA～Fの項目に該当する方 【普通徴収として提出】

※切替理由書のA～Fの項目に該当しない限り普通徴収（個人納付）は選択できません。普通徴収（個人納付）とする場合は「普通徴収（個人納付）への切替理由書」の提出と給与支払報告書に切替理由の記入が必要となります。

【切替理由書の記載例】

市川三郷 個人住民税の普通徴収への切替理由書
市町村長 あて
指定番号 **2000001** 事業者名 **株式会社 OO**

項目	切替理由(下記6項目以外の理由は不可)	人数
普A	総受給者数(専従者・乙欄・退職者を除いた合計)が2名以下	人
普B	他の事業所で特別徴収・普通徴収として扱う乙欄該当者	人
普C	毎月の給与が少なく、税額が引けない	1人
普D	給与の支払期間が不定期(例:給与の支払いが毎月ではない)	人
普E	普通徴収として扱う事業専従者(個人事業主のみ該当)	人
普F	退職者・退職予定者(5月末日まで)	人
普通徴収合計人数		1人

●重要

- 1 普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄に必ず項目(普A～普F)を記入してください。
- 2 摘要欄に項目の記入がない場合は、特別徴収の取扱いとなります。

事業所名を記入してください。
本町の指定番号をお持ちの場合は指定番号も記入してください。

それぞれ切替理由の項目に該当する人数を記入してください。ここに含まれる方の給与支払報告書の摘要欄には、A～Fの項目のどこに該当するかを記入してください。
(記入例：普C)

(3) 切替理由書の提出がない場合や給与支払報告書の摘要欄に記載がない場合は特別徴収の取扱いとなりますのでご了承ください。

(4) 徴収方法の違い 特別徴収・・・給与から差し引いて納付（納付回数 年12回）
普通徴収・・・個人が直接納付（納付回数 年4回）

※eLTAXで給与支払報告書を提出される場合は、給与支払報告書の普通徴収欄へのチェックと摘要欄に該当する切替理由の項目を記入してください。（切替理由書の提出は不要です）

(5) 切替理由書は町のホームページよりダウンロードできます。

5 総括表について

毎年12月上旬に、本町に令和6年分給与支払報告書を提出している又は、現に特別徴収を行っている事業所宛に総括表を送付いたします。

ただし、退職者の給与支払報告書のみやeLTAXで提出していただいている場合は、送付されませんのでご注意ください。

6 給与支払報告書(個人別明細書)について

(1) 緑色（2枚複写）は、1枚目が役場提出用、2枚目の源泉徴収票は受給者交付用となります。

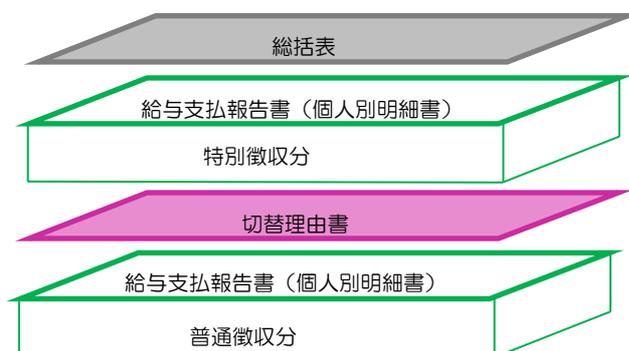
(2) オレンジ色（3枚複写）は、支払金額が法人役員で150万円、一般受給者で500万円を超える方用となり、1枚目が役場提出用、2枚目が税務署提出用、3枚目の源泉徴収票は受給者交付用となります。

(3) 青色（連帳3枚複写）は、電算打ち出し用となります。

【提出先一覧】

	緑色（2枚複写）	オレンジ色（3枚複写） ※支払金額500万超等の方	青色（3枚複写） ※電算処理
1枚目（個人別明細書）	市町村提出用	市町村提出用	市町村提出用
2枚目（源泉徴収票）	受給者交付用	税務署提出用	税務署提出用
3枚目（源泉徴収票）		受給者交付用	受給者交付用

【提出時の綴り方】



切替理由書は、特別徴収分と普通徴収分との仕切紙として使用してください。（特別徴収分のみ場合は不要）

【給与支払報告書（個人別明細書）の記載例】

7 給与支払報告書（個人別明細書）

※ 種別		※ 整理番号		※	
※ 区分				（受給者番号）	
1 住所				（個人番号） 123456789012	
市川三郷町市川大門1790-3				（役職名）	
氏名				（フリガナ） イチカワ タロウ	
市川 太郎					
種別	支払金額	給与所得控除後の金額 （調整控除後）	所得控除の合計額	源泉徴収税額	
給与・賞与	千円 5,000 円 000	千円 3,560 円 000	千円 2,925 円 000	千円 円 0	
源泉控除対象配偶者の有無等	配偶者（特別）控除の額	控除対象扶養親族の数のうち（配偶者を除く。）	16歳未満扶養親族の数	障害者の数（本人を除く。）	非居住者である親族の数
有無等	千円 380 円 000	特定 1 内 人 従人 1 老人 1 その他 人 従人	5	特別 1 その他 1	人
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額	
千円 600 円 000		千円 120 円 000	千円 15 円 000	千円 31 円 750	
③ 概要					
源泉徴収時所得税減税控除済額0円、控除外額210,000円 （株）市三六 市川三郷町市川大門10000 支払額1,200,000円 社保料120,000円 源泉額18,000円 令和5.3.31退職 （1）市川五郎（年少）					
生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額	新個人年金保険料の金額	旧個人年金保険料の金額
	円 100,000	円 150,000	円 40,000	円 180,000	円 100,000
住宅借入金等特別控除の内訳	住宅借入金等特別控除適用数	居住開始年月日（1回目）	住宅借入金等特別控除区分（1回目）	住宅借入金等年末残高（1回目）	住宅借入金等特別控除可能額
	2	年 月 日 4 8 7	住（特）	20,000,000	200,000
④ 控除対象扶養親族					
（配偶者）		配偶者の合計所得		国民年金保険料等の金額	
市川 花子		850,000		円 基礎控除の額	
市川 一夫		市川 一郎		円 旧長期損害保険料の金額	
市川 次郎		市川 三郎		円 所得金額	
市川 四郎		市川 五郎		円 調整控除額	
市川 六郎		市川 七郎		円 5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号	
市川 八郎		市川 九郎		円 5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号	
市川 十郎		市川 十一郎		円 890123456789	
⑤ 受給者生年月日					
昭和 50 5 1					
⑥ 支払者					
株式会社 市川三郷町					
（電話） 055-272-1104					

（市区長村提出用）

① 住所・個人番号・氏名
令和7年1月1日時点の居住地を本人に確認の上、住所・個人番号・氏名(フリガナ)・生年月日を正確に記入してください。

② 控除対象扶養親族等
該当項目に〇印、人数及び控除の額を記入し、控除対象配偶者、控除対象扶養親族、16歳未満扶養親族の氏名(フリガナ)・個人番号・配偶者の合計所得を記入してください。

③ 概要
◆定額減税控除額について、記載例を参考に「控除された額」「控除しきれなかった額」を記入してください。（詳細は国税庁ホームページをご確認ください。）
◆前職分が含まれている場合は、支払者名、所在地、退職日、合算した給与支払金額、社会保険料等の金額、源泉徴収額を記入してください。
◆5人目以降の控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族がいる場合は、氏名を記入し、個人番号は②へ記入してください。
◆控除対象扶養親族等の住所が受給者と違う場合は、氏名及び住所をご記入ください。

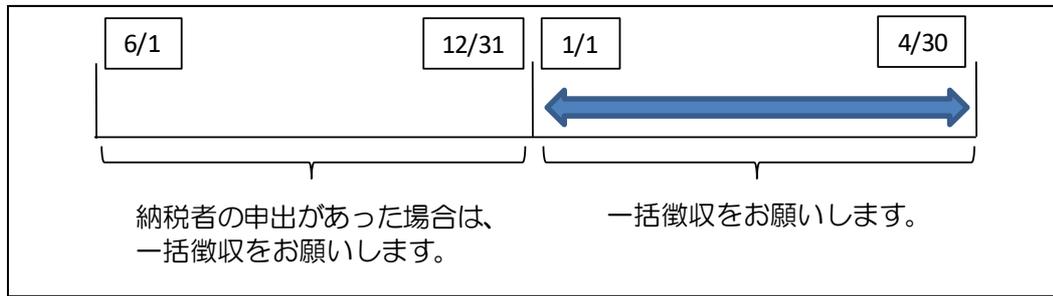
④ 住宅借入金等特別控除
住宅借入金等特別控除の適用がある場合には、控除の適用数、居住年月日、控除区分、控除可能額、年末残高等を記入し、控除区分が特定取得の場合は“(特)”と記入してください。

⑤ 支払者
支払者の個人番号又は法人番号を記入してください。

その他
◆16歳未満の扶養親族（年少扶養）の人数は、住民税の非課税判定等に使用するため、記入漏れがないようお願いいたします。
◆パート・アルバイト・短期雇用といった就業形態、給与の支払金額に関わらず、従業員全員分の提出が必要です。
◆国税庁作成の「令和6年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を参考の上、正確にご記入をお願いいたします。

7 給与所得者異動届出書について

- (1) 給与支払報告書を提出した後又は、年度途中で、転勤・退職等で特別徴収することが出来なくなった場合は、速やかに「給与所得者異動届出書」を提出してください。なお、新年の徴収が始まってからの退職者の未徴収税額につきましては、できる限り一括徴収をお願いします。



【給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書の記載例】

給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書

		年度		1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
所在地		〒409-3601 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門1790-3		特別徴収義務者 指定番号	2000001				
フリガナ		〇〇 カマシキガイシャ		宛名番号	500001				
氏名又は名称		〇〇 株式会社		担連 当給 者先	所属 氏名	総務課 一瀬 太郎			
個人番号 又は法人番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4		電話	055-272-1104 内線 (132)				
給 与 所 得 者	フリガナ	イチカワ ハナコ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法
	氏 名	市川 花子							
	生年月日	昭和 平成 37年 4月 1日							
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3							
受給者番号			6 月から	4 月から	5 年	1	1. 退職 2. 休職・長 3. 死 4. 支払少額・不 5. 合併・定期 6. 合併・解散 7. その他 理由	2	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
1月1日現在の住所	西八代郡市川三郷町市川大門1790		3 月まで	5 月まで	3 月	右から 番号を 記入			
異動後の住所	※1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。				31 日				
		120,000 円	100,000 円	20,000 円					
1. 特別徴収継続の場合									
先着		氏名又は名称		絡先	電話	内線 ()		納入書の要否 (徴収の場合のみ記載)	右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要
2. 一括徴収の場合									
理由	2		1. 異動が令和 年12月31日までに、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和6年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、 4 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。	
					4 月 1 日	20,000 円			
3. 普通徴収の場合									
理由	1		1. 異動が令和 年12月31日までに、一括徴収の申出があったため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与が未徴収であるため 3. 死亡による退職であるため		未徴収税額を一括徴収する場合、一括徴収理由のいずれかに記入・押印してください。また、徴収予定月日・徴収予定額・徴収予定月を記入				
【提出先】〒409-3601 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門1790-3 市川三郷町役場 総務課 住民税係									

- (2) 給与所得者異動届出書は町のホームページよりダウンロードできます。

※ご不明な点は各町税務担当者までお気軽にお問い合わせください。

【問い合わせ先・提出先】市川三郷町役場 税務課 住民税係

〒409-3601 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門1790-3

TEL055-272-1104 FAX055-272-1198